

○ 電波法施行規則第十一条の五第二号の規定に基づき総務大臣の行う型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件（昭和六十一年郵政省告示第二百二十二号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一 (略)</p> <p>二 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第三十七条第五号の機器のうち、インマルサットC型の無線設備以外の機器</p> <p>三〇五 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第三十七条第五号の機器のうち、インマルサットC型 <u>及びインマルサットB型</u>の無線設備以外の機器</p> <p>三〇五 (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 | この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 | この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているインマルサットB型の無線設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前の例による。